

井上豊太郎

郷土雑録拾遺

井上豊太郎郷土雜録拾遺

目次

一、石山法難と釋春頓	1
二、栗本家に藏する加納諸平文献	2
三、由緒深き小中王子神社に就いて	3
四、森彦太郎君撰日高郡誌を讀む	5
五、虎城遺事	8
六、紀南新聞の思出一つ二つ	9
七、常盤商業孝校の創立認可を祝す	11
八、日高郡誌	13
九、紀州文化読本	15
十、嗚呼吞海君	15
以上	

石山法難と釋春頓

井上 豊太郎

(1)

本願寺の顯如上人が石山に立てこもって、剛勇を以て東海にきこえた織田信長を前後十一年に亘って苦しめ、遂に勅使を蒙って和睦したといふ史上無類の俗僧戦争を、本願寺の方では石山法難と称して居り、この時の法主顯如上人を中興蓮如上人・覺如上人・本如上人と四人並べて本願寺の方では、特別の尊信が払はれてゐるのであるが、この顯如上人の石山法難には紀州の門徒が数多く馳せ参じて、上人の馬前に法燈高くかゝげて僧兵の働きをなし、叡山でもどこでも用捨なしに焼き払ふといふ、果断の勇將織田信長を僻易せしめた次第であるが、其の中に産湯（比井崎村）の西教寺三代がある。題に掲げた釋春頓之である。

(2)

釋春頓わ西教寺の第三代であつて、その祖を與兵衛と云ひ、蓮如上人巡錫の折に皈依した篤信者で、蓮如上人直筆の名号いだいて所持して居った由である。春頓顯如上人の召に応じて石山法難に赴き、数次の合戦に功名を顯したが、遂に武運拙くして上人の馬前に討死したのであるが、その時に春頓祖考伝来の蓮如上人の染筆名号を首にかけて奮戦したら、或時その名号の南無の二字がきられて身代りになったこともあつて、顯如上人がその切られた部分を書き足された、書き足しの名号といふものが、今の什宝となつてゐる。さて春頓討死にの砌に顯如上人から西教寺へ飛脚が立つて、顯如上人直筆の法名が本人に代つて販つて来たわけである。此の顯如上人直筆の法名書は今同寺の宝物となつて居り、小さい茶掛け用の巻物にせられてゐるが、それにわ

釋 春 頓

天正五年九月朔日

顯 如 花押

と記されて居る。

(3)

今度本願寺で顯如上人の三百五十回忌を嚴修されるにつき、石山法難に功勞あつた人達の後裔が祖先の功勞を顯彰せられたので、西教寺でも春頓十三代後裔浮津眞海老師が本山にのぼつて表彰を受けて来られた次第であつた。

(4) 本願寺では此の顯彰の席上、石山法難に關係のある書画・古器等をかざつて御被顯彰者達に天覽せしめ、これを石山芳躅として頌興し、又別に天平寫の香盆一對・石山和睦の際に信長が顯如上人に贈つたといふ、一文字瀬戸茶碗一ヶを模造して記念として贈られた由で、此の程途中西教寺に立ち寄り清談の砌に見せてもらつて、つぶさに拝見したことであつたが、流石に本願寺さんは違ふなと思はしめるに充分であつた。

(5) 石山芳躅と題する寫眞帳を被見すると頭がさがる。宸翰で後柏原天皇の御製歌の幅・後奈良天皇の御製歌・御正親天皇の御手翰、詩歌卷・後陽成天皇の御製歌・後奈良天皇女房奉書等および尊鎮親皇・法親皇・尊円法親皇等の御宸筆の幅が展べられてゐて、自ら頭がさがるのである。これ等の御書には夫成のおのづからなる御氣韻が文字の上に躍動してゐて、拜觀してゐる間に自ら頭がさがつて来る。その御威容にうたれるのである。

(6) 西教寺の浮津眞海老師は、俗臭の多い眞宗の寺院にあつて脱俗の僧侶であつて、つき合つてゐてすこぶる感銘をうける。刀をふるつて篆刻やらるゝ面白い人であるので、所要の途中訪問してこの記念品を拝見したので、即ち此の記事を物したのである。終

(西教寺は比井崎村産湯……………昭和十六年五月十五日及十六日の両日に亘り紀州日報に寄稿)

栗本家に有する加納諸平文獻

井上 豊太郎

江川の栗本家わ瀬見善水の縁辺である。先代源三郎氏わ奇骨稜々たる人であつたが、當主良太郎氏わ温良の君子である。この栗本家に瀬見善水伝来の加納諸平文獻の保存されてゐることを、先代生存中から承知して居つた。

私は源三郎氏生存中にこれを整理すべく約束して居つて、遂にその約を果さず冥土へ行つて御わびをしなければならぬことになつてゐた。処が、今度侍医医孝博士西川義方氏が、余暇に加納諸平等郷土歌人の研究を思い立たるゝに至つたので、われ等もこれに協力して所謂縁の下に力持をすべく心がくるに至り、

即ち栗本家所藏の諸平文献を借りうけて寫す事にしたのである。幸に當主良太郎氏が快く借免をゆるされたので、孝問研究上に便宜を得ることになった次第である。栗本家に存する加納諸平の文献は、主として瀬見善水と柿園との往復書簡で、他に見られざる貴重な資料で、しかもそれが大方歌に関する往復である所に、當時の歌人の生活を髣髴せしむるものがあり、善水翁が先師諸平翁より手束として珍藏のもので、全部で六卷がある筈である。私方が同家から借り受けて来たのは全部で八卷であるが、内二卷は伊達千広その他の手束らしくある。これまた珍重すべき資料であり、私共としてわまことにこの文献が栗本家に保存せられありし事に深く感謝を捧げたいのである。

この資料が西川博士の手で研究せられる時、そこに諸平の研究に新生命を開くことになること明瞭で、私は今新緑の窓下に貧乏な生活と戦ひつゝ懸命になつて、読みにくい昔の人の書いた手紙をよみなすのに骨を折つてゐるのである。

地方の古文化を啓発することは時節柄有意義であり、天が私共に與へた使命と信ずるが故に、コツコツとしてこの下積的整備の仕事に従事するのみである。

(昭和十七年五月十四日 紀州新報所載)

由緒古き小中王子神社に就て

西内原校 湯川生

(1)

大字小中の車出・高家と境する小丘、桧樹能く森をなす処、これ小中王子神社なり。祭神は国常立命・伊弉諾命・伊弉冉命・天照大神・瓊々杵命の五柱にして、氏子は小中五十余戸なり。當社の創建たるや実上古にして郡内その比を見ず。「西内原村郷土誌」或は社伝によれば、紀元七百三十八年第十二代景行天皇の八年八月、この地の住人白井市作と云ふもの近辺より現祭神を勧請して此の地に祀る。これ抑々小中神社の発詳にして、実に今より一千八百六十二年前のことなり。されど日高郡誌に従へば「景行天皇の八年初めて當所に奉祀して以来幾多の歳月を経て大同三年再建す」といへるは如何かと思はれざるにあらねど、最初は墳上に祠を設けてその埋葬者を祀り、後今の祭神を他より勧請したるものなるべければ、その創立年代はいたく古かるべしと。また「初め當社勧請に際し白井市作といふ者、近江国より随従し來り云

々」とあるを見れば、小中王子の創建は年代不詳と云ふこと、景行天皇八年に奉祀せしは現祭神にあらずして古墳の靈を祀りし祠なりといふことである。「西内原村郷土誌」・「社伝」と符号せざること甚し、塾れが眞ありや。白井兵馬氏の言によれば、景行天皇の八年八月勸請創立せし當時の棟札、最近まで存在したりと。即ち湯川大次郎氏（大橋勇氏の令弟）が當社改築に際して、この棟札と鬼面との保存方を依頼されてゐた所、遂に紛失してしまつたと云ふのである。更に「西内原村郷土誌」所載「初代の神官は白井市作にして、現白井兵馬に至六十三代系統連続せり。市作以来次第に衰頽に赴きしを以て、紀元二千百六十年第百二代後土御門天皇明応九年神管白井七郎左衛門（五十四代）之を再興し云々」とあり。又當社所藏の多くの棟札中に「大同二年」といふあり。更に元文三年（二三九八年）の白井家の「系圖」を見るに、景行天皇八年勸請と明記し、神代初官市作とある。

(2)

以上既述するところを綜合するに、當社の創立は景行天皇の八年八月白井市作の勸請に因ると畧推定せらる。而してそれ以前には、既に古墳の靈を祀れる祠のありしことも首肯するに苦しまない。「名勝圖繪」に「當社を祀るも近世のことにあらず、上古の貴人の墓地に社を建て其の靈を祀れるなるべし」とあるを見ても理會せられるのである。よしゑや景行天皇八年に非ずとするも、大同二年再建・或は明応九年再建の棟札嚴然として存すなれば、當社創建は近世にあらざること疑う余地なし。

當社と白井家の關係を伺ふに、現戸主白井兵馬氏（八一）は初代神官白井市作の後裔にして第六十三代になり、子孫代々神職として當社に奉仕す。同家所藏の元文三年の系圖には連綿として世代を重ね、今日に至るを明瞭に知ることが出来るのである。然して明治十六年第六十二代七郎左衛門に至りて已んである。惟ふに白井家ほど創社と共に祝家として子々孫々に伝へ、以て一千有余年の長年月ひたすら神にまつらぶ氏はこれ亦郡内随一と思はれ、ゆかしさを覺えること甚だ切なり。尚白井家には他に四・五通の古文書を藏し、何れも當社との關係を考證するに有力且つ興味深きものなれど、未だ完全調査研究に到らざれば記すべくもなし。尚文祿四年（二二五五）火事に遭ひ祝家全焼・記録大方焼失したるは甚だ恨むべし。吾々の願を諒とせられ、當社の再建改築の棟札を親しく見せていただく。長持の中の二十幾枚かの棟札には先ず驚き、殊に庫外に持ち出して個々点検するに「大同二年」と云ふを発見せり。これは多くの棟札中一番古く、今より一千百三十二年前（紀元千四百六十八年）第五十一代平城天皇の御代なり。然し乍ら當社勸請より降ること七百三十年、その間の棟札一枚も見えざるは如何せしものなりや。前述せし如く景行天皇八年八月勸請創建せし當時の棟札最近まで存したりことあるも、それ以外に幾多の棟札保存し居らるゝ筈な

りと思推されて止まず。

(3)

こゝに當社創建問題の起る一原因をなしてゐると思ふ。尚大同二年に當社再建したることに疑はざるも、該棟札は當時のものでなく、後代の作たることは板の大きさ・書体の恰好等によりて看破出来得るのである。次に古きものに「明応九年」の棟札あり、今より四百四十一年前紀元二千一百六十年第百代後土御門天皇の御代、足利將軍の時代なり。これは正真正銘の本物にして、何人も疑いを納れること能はず。「紀伊続風土記」小中王子神社の条に、「明応九年永祿五年天正九年等の棟札あり神主を白井織衛と云ふ」とあり。然らば明応九年は大同貳年より降ること実に六百九十二年なるに、この間の棟札も又一枚だに見えざるは如何せるや。こゝにも亦當社創建問題云々の一因を包容してゐるものと思ふ。明応以後の主なるものを舉げんに、永祿五年に・天正九年・正保二年・万治二年・天和三年・元祿七年・宝永五年・同十三年・明治七年、而して現社殿は明治三十九年の大改築になりしものにして、同四十三年四月八日正遷宮式を舉ぐ。宝永五年三月には下段より上段へ只今の所へ遷祀し、明治三十九年にはこの上段を更に広め、築上げて少し後方に遷たのである。下段とは現広場の処で、こゝに社殿が建てられてゐたのである。なほ小中王子神社境内一帯は『紀伊名所圖會』・『日高郡誌』等に記すが如く、古来群集墳として名高き古墳の所在地にて、當社創立と深き因縁を結んでゐることは云ふまでもない。古墳については慈に割愛して稿を擱く。何卒江湖諸兄の御批正を希ふ次第である。

(昭一五、一、一八、 紀州日報)

森彦太郎撰日高郡誌を読む

井上 豊太郎

近代の生活苦といふ波に漂ふて寧日なき私共は、時々募る郷愁に靜寂そのものゝやうな紀州、特に柔和な感情に包まれてゐる日高の自然に親む余裕があつたら、どれだけに愉悅を享樂することが出来たであらうかを考へるとき、せめてせめて此の筆に記して懐かしい故郷の思出を語る事を得たらば——と、時々に出すことがないではないけれども、生活苦そのものは我々に決してさうした閑日月を與へない。動き・人に接し・辨じ説き・書類を作成する。食事就眼の時間の外には読書をする時間など樂にしたくもない。

私がこの忙中に閑を作成して此の稿を結んだ。文体をなさざることを断つてをくが、それ程に私の頭を刺激した一つの事柄について語ることを許され度い。

旧の紀州藩の偉大なる一人の孝究がある。南陽仁井田好古先生これである。仁井田好古の名は紀伊続風土記の編者によって何人も知る処であるが、此の仁が日本一の孝究なる事は蓋し、或は承知しない人が多いかも知れぬ。仁井田好古先生は封建の時代門閥系圖の喧しい時代に於いて、一介の土百姓より藩孝教授となり・儒官となり、遂に藩主の大傳にまでなった仁であることに依つて、其の偉物なる事を知られるが、先生が孝究として日本に冠絶せるは、その詩経についての研究であるそうである。先生の詩経についての研究は、日本の孝者としては先づ唯一のものだそうである事は、頃日桂湖頓先生に面会の節に承りたる処であるから間違ひはない。

此の仁井田好古が相當の努力を用ひて完成した続風土記一卷は、文献としても蓋し相當に重視すべきものであり、紀州藩の事蹟から見ても特筆大書すべき事業に違ひない。此の一卷の編者だけについて見ても中々容易ならざる孝究者であることを價值づけて誤りはない。我々郷黨に於て誇るべきものは幾つかある。然し我々の郷地に於ける人為の功績の下に赫々たる者としては、此の続風土記の如きは、先づ其の第一のものであらうことを知る。

此の仁井田好古の紀伊続風土記の事業は、仁井田好古の事業としては絶大なものである。然し乍ら仁井田好古が此の事業を完成する為には、其下には加納諸平をはじめとして立派な人達が沢山に之を援助してゐるのである。故に紀伊続風土記編著の功績を仁井田好古一人に皈するわけには参らぬのである。但し之を一人に皈せざるの故を以て、仁井田好古の功績は豪も哀ゆる次第ではない。

私は今畏友森彦太郎君の日高郡誌の大冊を手にして、ゆくりなくも仁井田好古先生の事を思い浮べたのであつた。而してその事を記した。それはこの一千数百頁の大冊の内容に比して、その名の余りに月並な貧弱な日高郡誌編著の苦難を思いやるの故であつた。

森彦太郎君の日高郡誌編著の苦難と、仁井田好古の続風土記編著の労作とは固より同日に談すべきではない。我が森彦太郎君の編著は現在であり、仁井田好古のは旧藩威令の行はれたる時代である。其資料の蒐集に於て、是は一一自ら其の家、其の手について此を得るの外なきにかゝわらず、彼は一藩威令の下に之を蒐集し得るの便宜がある。仁井田好古の孝究的良心は尚よく実地につき、検討を遂げたる可しと思ふも、其の資料の得難きと否とは到底同日の談ではない。次に仁井田好古の許にありては、幾多の助手が助けてゐる。我森彦太郎君に至つては徹頭徹尾獨力獨行である。若干の郡吏や芝口常楠君等がどれだけの援助を

與へ得たかは知らないが、其の他の多くは便宜を附與したにとゞまり、到底助力したのではない事を申しても誤りあるまい。即ち彼此格段の相違である。而して彼は遇せらるゝに藩儒太伝であり、是は正に一中学教師である。誠に止むを得ざることは云へ、せめて三年の日子を我が森彦太郎君に附與して専らに、此の事業に携らしめばと思ふ時、私は涙が潰然として下るを覺えるのである。

藩祖南龍の偉大さには百の頼倫も亦及ばざる如く、徳川三百年の政治に比して、現代の政治がどれ程の進歩があるかも疑問とせられる如く、その如く日本といふ国民が遠大の志に乏しいことを語る、悲しき資料として、此うした文化の基礎たるべき事業に、一文の寄附の申込をするものすらなきことを思はざるを得ないのである。

何事も纏めると云うことは骨の折れることである。而も著述と云ふことは極めて難しいことである。自己の卒究的命令をきかねばならぬと云ふの一事は、到底風俗の途の解し難き至高のものではなくてはならぬ。日高郡誌の如きは本當に此の点に於てよく纏りたるものであることを驚嘆せずにはおけない。此を続風土記に比するに、其の労作の差は即ち其の成果に遺憾なく顯現して、彼風土記の類が思念の及ばざる所、その組織立ちたる点、是亦同日に談ずべからざる格段の差あることを断言して憚らぬ。單に時代の相違によるのみのことではない。古今獨歩蓋し天下に誇るに足る続風土記の遙に右に位し、遙に長上に位するものと云ふも謙美では決してない。

唯編述の間に偶々我々が見て冷酷に評して、多少の間隙を見出せぬことはない。編者も眞つ先にその所を察知してゐる事は緒言にも見てゐる。然れども此うした種類のものでこれだけに纏めるといふ事は、殆んど可能の極点に到達してゐるものと評して差支へあるまい。

一郡誌一千余頁、其量に於て已に充分に威圧を感じる。私は此の一卷を手にしてより匆忙数月、深更夙夜実に容易ならざる努力して、漸くこれを一読し得たのを恥しい事と思つた。其読過の間、或は一人笑ひ・微笑し・頷き・畏れ・教へられ、啓蒙の歡を禁じ得なかつたことを一再に止らぬ。私の郷愁を匿するに此の一卷は余りに尊い友人である事を思つた。斯る語は友人十年の苦心に酬ゆるに失礼であらう。然れども偽らざる感情を許され度い。

私は此処に此の一卷を手にして諸君の前に特に申し上げ度い。森彦太郎君の日高郡誌編纂の事業はそれ自身に於て偉大なる事業である。けれども其れにもまさりて大なる功績は、我郷土に於ける文化の基礎資料を提供せられたる点に於て之を見るのである。形に表れたる制度・死せる地理・歴史に非ずして活きた物云ふ生活資料を提供せられたることである。紙上に祖先の声を聞き、天地神靈のさゝやきを聞き、内務省

察の機を提ゆるべき、唯一不二の糧を與へられたのである。凡そ文化の生活は温故知新の生活であり、過去を省察し組織立ちたる生活を営むことである。而も世は匆忙である。此の省察の資料・省察の機を與ふる人は殆ど少いのである。今にして此の一人を得而も之を畏友森彦太郎君に得たる事は至幸と云はねばならぬ。嗚呼友は持つ可きもの、此の歡び恐らく何物にも代え難いであらう。

郷誌不幸にして却つて我々の渴望したる伝説篇・俚諺篇・方言篇等に於て、省略に従はれたるは甚だしく残念である。如何にしても是は出版印行のことに運ばねばならぬ。是は謄寫に代えて印刷に附し、特誌に頒つと云ふ方法でもとられ度いと思ふ。一は即ち我が森彦太郎君に囑して、一は即ち一般有志に囑して、此の事業完成の期を促進せしめられん事をひたすらに懇囑したい。

然る後に私共は歡びを記念する為に少くなく共、我森彦太郎の肖像三面を作製して、其の一を御坊元郡立圖書館に、其一面を南部小孝校・鹿島神社又は農幸校に、其の一面を森君の宅に附する底の舉に出で、尚若干の抛金をしてその労をねぎらい度いものであることを

(完)

(大正十二年頃の紀南新聞)

星野宣進撰 虎城遺事

井上 豊太郎

虎城遺事一卷は寫本で半紙六十枚位の記事である。この記事の内容は徳川頼雄君の任事を記述したものである。本来ならば紀州徳川家を嗣ぐべきものが、父君の愛妾の讒妨を容れ、嫡を廃せられ一生を罪なくして配所に送った、不遇の人の事跡を簡単に記したものである。然して頼雄君は頼純公の二男であつて、正統一旦嫡子として吉宗公將軍家に入つて大統をつぎしあと、吉宗公に代つて紀伊家第六代をつがるべき地位にあつたのである。それを浅間敷も御父頼純公が閨房の讒によつて故なくこれを廃して、妾腹の宗直公を立てられたこと、頗る道理に合はぬ致され方であることは、後日紀藩史を論ずるものゝ見逃してはならぬ事実である。最も此の頼雄公は二男坊であるから、本来ならば嫡立にならないわけであるけれども、一旦嫡立したものを故なくこれを廃したことは、畢竟頼純公の我がまゝである。頼宣・吉宗等の名君を出したる紀藩も、こうした我儘なる殿様が居つたのである。重倫公の如きも又暴君であつたことの評専らである。頼雄君は元禄三年に頼純公の嫡子と定まり從四位下に任官したが、宝永三年八月御父君頼純公よ

り廃嫡せられ、のち蟄居を命ぜられた。然るところ吉宗公の御取計ひで田辺安藝家^{やすき}へ御預け、下秋津村実満寺下に御殿を据られて閑居遊ばされた。しかるに正徳三年五月二十九日宗直公いよいよ紀州御相続のことに内定した後、その扶持を受くるを快しとせず、鬱勃の氣を吉宗公に告ぐべく江戸進発の途中、小松原九品寺に刺殺された。然るに頼雄君死去後若山城内に頗る祟りあり幽靈出歿の噂専らなので、遂にこれを神とあがめ祀ったとある。

日高郡小松原九品寺の五輪塔の墓石がある。山城守頼雄君を祀ったものである。なほ鄰徳記には日高へ幽閉の旨記されてゐる。九品寺の階段で刺客の手に殞れたといふ説は日高郡統治誌による。いづれにしてもおいたはしい犠牲者である。虎城遺事は慶應三年丁卯夏六月の撰述で、維新のことによつてこれらの史実の散逸を無念としたる、頼雄付の人達の子孫がこれを記述していたものである。尚これについては南紀徳川史にも記事がある。田辺町史・日高郡誌にも記事がある。日高郡誌の記事を信ずべしとする。虎城遺事は断食死亡説を記述してゐる。頼雄君に代つて藩主となられた宗直公が、頗る佛教信仰の厚かりしは、頼雄君亡靈の祟りをしづめんとしたる気分も多分にあつただろうと思はれる。完

(昭和七年十月 紀南新聞発表)

紀南新聞の思い出一つ一つ

井上 豊太郎

(1)

森紀南新聞社長から、何か紀南新聞についての思出を書けといふ話である。吉田格と云つた人達によつて、孤々の声を擧げた紀南公論から、今日の日刊新聞紀南新聞となるまでに幾多の変遷がある。何分四十年と云ふ長い日子を経て見れば、而して明治・大正・昭和と三代を經過してみれば、そこにはくさぐさの思出がなくてわ叶わない。唯而し過去を語ることは、勢ひ自己の身辺を語ることになつて面白くない。私の生来欲しない処であるのだ。将来を語ることこそ好ましい。私は死ぬまで過去を語らぬことにきめてゐる。それは語るべきことは多くあるけれども、私自身世間的にエラクなり得なかつたから、その語り草はやゝもすると愚痴や負惜しみに思はれるのが面白くないからである。私はまた隨筆を書かぬことにしてある。これも同じ理由からである。唯今度は森社長の仰せであるから万止むを得ぬ。紀南新聞を中心とす

る紀南言論界乃至操孤界の片鱗を語ることにする。

(2)

紀南公論の時代のことわ私もよく知らない。吉田格は医師で政治運動に興味を持った人であろう。医師で政事運動に興味をもった人にわ、島倉周齋（印南）湯川玄碩（比井）徐易三（御坊）等がある。夏見康太郎がその発行署名人で、月三回の発行であつたと云ふのである。當時は勿論活字も今のポイント式などわなく、明朝の五号活字で一段の長さも今の倍わあり、文章も文語調でさっぱりしたもので、その云ふ所も荒っぽい調子であり、三面記事なども相當下素ばつてゐたことわ争われない。何分三回である、読者なんてものは一村に五・六人であり、死亡広告が新聞に出るなどいふ事も少なかった時代であり、紀南地方は大阪の新聞が荒天のため一週間もつかず、山中暦日なしの姿であることも中々あつたわけである。日高の政界では夏見康太郎が比較的長生をしたし、親しみをもたれてゐたから長く人の記憶に残るわけであるが、印南の森徳太郎老が最も傑出した人格のよい政治家であつたことを痛感するが、此の森徳太郎が大きな運送船を造つて海運業を初めたわけであるが、時運非にしてうまくゆかなかつた。その頃森徳太郎の乾児として活躍したのが鈴木容であつた。夏見康太郎が物持ちのボンチとして御坊の花街でもはやされて、新聞などをはじめてやがて出すまでもなく休刊してゐる。後を引き受けてやり初めたのが鈴木容で、此の場合には紀南新聞と称してゐたと私わきゐてゐる。

(3)

是より先日高には先代の橋本太次兵衛といふ大地主であり、然も大の利け者があつて、此の人を中心として日高の政客が相當羽振りをきかせた。これが従前その土地で宿屋をしてゐた中吉、當時御坊町に陣取つた本陣中吉に御腰を据えて日高の政界を牛耳つた。後年限井淡齋が二階組の名をつけて、多くの人に印象せしめたはじまりであるが、この二階組の勢力と伸縮して紀南新聞も月三回刊行から、十回刊となり・十五回刊となり・日刊となつたわけである。

(4)

廣文社で印刷して居つたころの紀南新聞、広文舎が石油發動機を使用して印刷して居つたのであるが、其の後に新築して現在の社屋に移つたものであり、其の頃わたしか隔日に刊行してゐたと思ふ。當時私が記者をして居つて、活字などは山口という職長が撰定したものであつたが、この職工の採縦が実に骨であつた。勿論編輯と云つた所で給料を呉れるわけでなし、小遣は持ち出しであつた。どうして生活してゐたのかはつきりしないが、中吉で飯を食つてゐた。その金は新聞社持ちであつたが、いっどうして支払はれる

のかきいたことわなかった。給料を貰ってゐるわけでないから、いやになると出て行かないと誰かゞ来て、新聞はとに角出来て行くということもあったが、一年程は眞面目にやって東京に行ったわけである。此の社屋新築の時の寫眞が私の手許にある。中吉がまだ来てなく、新地が出来てなく、前は田圃で冬わ寒いわけである。この記念寫眞の中に山野の森八さんと、この間死んだ笹野の梅やんが這入ってゐる。どうしてこの二人を引張ってきたのか一向わからぬ。雑賀勢次郎君などは鳥打帽姿でうつってゐる。それがもう女孝校へ行く娘の親であるから思出の種になる。この社屋は金丸さんが宰領してたものであるが、してみれば金丸も古い金丸であり、井上豊太郎も大分古いことにいやになる。此の社屋新築の時に、朝だれかボロを積んで放火したものがあつたが、とう／＼分らず仕舞に終つてゐる。今でも工場の隅にこげあとが残つてゐるはずである。(完)

(昭和十三年十月二十五日 紀南新聞掲載)

常盤商業孝校の創立認可を祝す

井上 豊太郎

(1) 常盤義塾が森彦太郎先生によつて、常盤商業孝校に改組されて文部省の認可があり、いよく／＼かがやかしい前途を與へられたことは、御同慶の至りに絶えない。挨拶状をよせられたのに対し茲に禁じ難き感激を紙上に披露したい。

(2) 常盤義塾が故人湯川靜暢師の設立になりしものなること。淨暢師が靜に人材養成を試むるの事業に逸勵せられ、やうやく世間にその功績が認識せらるに及んで不幸病歿せられし等わ、改めて説明するまでもなく人これを知る。後繼せられたる森彦太郎氏がまた稀に見る格勤精勵の人士なることは、世既に定評あり今更喋々を要しない。時運に棹さして商業孝校への改組には、富豪田端春三氏の後援あづかつて力ありといふ。是亦誠に特筆すべき特志の事である。蓋世擧げて利益に狂奔してゐる現代、余力を育英に捧げらるゝ、その芳志といふものは大ひに仰讃すべきことである。

(3)

私は常に少くとも二つの事わ、私にわ出来ないことゝ思つてゐることがある。其の一つわ裁判である。我々の如く多くの缺點を持つてゐる人間にわ、人を裁くといふことは出来ないことだときめてゐる。私共の友人も沢山裁判官をしてゐる人があるが、さてどんなものか間違つた裁判をしてゐるわけでもあるまいが、世の中の眞実らしき虚・虚のやうな眞実をはつきり見きはめ得る信念が出来てゐるかどうか、問ふたらしはつきりした返事の出来る奴わ居るまいと思つてゐる。頭が出来も腹が出来てなくては何ともなるまいと思ふ。つきつめた話だが、まづ眞の識者は少ないといふことになる。

(4) 次が教育である。人を教育する、こいつわとても出来ない。詰めこみ主義の知識は授けることわ出来ても、人間を拵へ上げることは出来ない。元田永孚とか枚浦重剛とか乃木稀典と言つた仁わ、千載不出世の人格者であらうが、そうでなくとも何処かに信頼するに足る人格を持った人わそう沢山ない。世の中に童心ゆたかな子供の前に、指導のタクトを揮ひ得る親ナシテ滅多にない。私は此の子供の教育をすると云ふ資格のない人間である。故に世の教育に従ふ人にわ、満腔の敬意を表するものである。森彦太郎先生のやうな眞摯な人にわ自ら頭が下がるのである。経営の至難な育英事業に挺身して進まるゝ先生に敬意を表せざるを得ない。私共だったら恐らく一身の安きをむさぼつたに違ひない。

(5) 今の世の中の教育は実に実用に遠ざかつてゐる。読み書き算術の出来る奴が少い嘘のやうな話である。よく云ふことだが、中孝校を出たものが手紙一つロク／＼に書けない有様である。私わ森彦太郎先生が常盤義塾の塾長になられる時に、特にこの実用を尊長し実地に役に立つ人間を養成することに心掛けて頂きたい旨を希望してをいた。常盤商業孝校を設立されるに及んで、森先生の意圖もまた推量られて、一層我意を得たりの感を深くした。

日本の教育は今や根本的に考へ直さなければならぬ時期に立至つてゐる。詰め込み主義の排斥・高踏教育の排除、此の二つが実行されなければならぬ。私共は森先生の育英に多くの期待を持つものである。所謂国家有用の材を養成されることを望むものである。故人有用主義の教育が施されることゝ信ずる。斯かる教育を受け得るものは幸福なりと信ずる。実社会に出てから役に立つからである。

(6) 常盤商業孝校の事業は斯くして緒についたであらうが、経営の困難はたえずつきまとふものと思ふ。そこでよし提唱されるのは縣立とか何とか云ふことであるが、仰ぎ願わくばこれは私立で發展せしめたい。我

国わ官公立の孝校が多過ぎ、且つ劃一的になり易い。此の弊を矯めて私立の自由な発展を望むや切である。故に私共は常盤義塾商業孝校が將來甲種を併置し、更に高等商業孝校を設置すると、やはり私立で光あらしめたいと思ひ之を切望する。此の爲には一般地方民は、此事業に後援しなくてはならない。育英事業の後援 我々貧乏人を以てして尚南葵育英会の賛助会員である。一人一品を賛助の爲提供する。千人に達すれば千点・一点一円として千円である。これを十年と二十年と継続すれば、大きなものになると思ふのである。私共が発起することは烏滸がましい。常盤義塾々友の方々よろしく常盤財團の結成を社会に呼びかけて戴きたい。私共は敢えて犬馬の勞を辞しない。

(7)

故人湯川淨暢師は家庭にわ恵れざれし人であつた。常盤義塾は大きな事業であつた。その遺鉢をついだ森彦太郎先生は、真摯そのものゝ如き人である。南部女孝校の一針三札の校則を樹てた人である。信念に強い人である。そこに一つの孝者癖を見るが、これは孝者のもつ通有性である。尤も尊重すべきものである。俗人或はこの辺を誤解するかも知れないが、それは誤解者の浅見である。紀州人に浅間しいのわ、他のよい仕事を声援してその有終の美をなさしめようとする寛厚の乏しいことである。私共々常盤商業の如き世に誇るべき育英事業を、ますく光あらしむるために、右紀州人の弊所が働いてはならぬと信じてゐる。一言蕪辞を綴って世に問う妄言伏謝。

(昭和十年六月九・十二・十三・十四日迄 紀南紙所載)

日高郡誌

井上 豊太郎

曾て我が内務省か文部省の施政方針のホンの一つの表れとして、全国に郷土誌を編纂せしむるの意見が行われたことがあつた。府縣にあつては府縣誌・郡市にあつては郡市誌・町村にあつては町村誌と名づくるもので、和歌山縣にあつても縣誌・郡誌を編纂することに定め、各其の係員を設けて編修の業についた。其の内其の内容の精粗は別として、兎も角和歌山縣誌・海草郡誌・有田郡誌・東牟婁郡誌及び我が日高郡誌が出来て印刷に付せられる運びとなつた。

是等郷土誌編纂の業は、その編者に人を得ると否とによつて、その成果に大きな径庭を生ずることが争は

れぬ。昔所謂名所圖絵が各地各種とりぐに上梓された中に、ひとり紀伊国名所圖絵が断然是等の群書に一頭地を抜いてゐると云ふのは、高市志友なり・加納諸平なりの編者が、他の何れの類書の編者よりも勝れたる頭腦の持ち主であり、しかも著述に対する孝者の良心の持ち合わせが多分になしたからに相違ない。日高郡誌は其の編者の森彦太郎先生を得た。森彦太郎先生はその紀南実習女学校に長たりしに際し、一針三札の校綱を樹てた程の敬虔なる心の持ち主であり篤実なる読書子である。この人を日高郡誌の編輯に得たことは、わが日高郡誌が永久に光輝ある書として、多分に孝術的價値を包含する書にして、此の種類書中稀に見る良書であることは識者のひとしく認める所である。

日高郡誌の編纂は日高郡の事業としてなされたものではあるが、編者森彦太郎氏の献身的努力の結晶であり、明治四十三年にこのことを決定して以来、大正十一年印刷に付するまで年を間すること、実に十三年の久しきに亘つて完成したるもので、この書の編輯はやがて森彦太郎先生に、孝者としての或決定的壇階を附與したものである。

日高郡誌一卷菊判五号活字および六号活字併用の二千七百頁の洋装本であつて、巻頭に時の和歌山縣知事小原新三が審治體察民情の六字を題し・次にもとの郡長で誌書ともに拓な三芝古田庸の題字・日高郡近時の漢孝者湯川知城の題詞があり・つぎに郡長谷口秀峯の序文がある。さらに編者の緒言があつて本書に対する編者の態度が窺われる。

次で所謂目次がある。目次の題目は

第一編	自然誌	第二編	統治誌	第三編	食貨誌	第四編	産業誌	第五編	神祇誌
第六編	宗教誌	第七編	文教誌	第八編	民俗誌	第九編	名門人物誌		
第十編	名所および旧蹟	第十一編	古文書誌						

に別れて居り、其の間三百九十個の寫眞版が挿入されてゐる。書中引用書目の数もまた夥しき数に上つてゐる。巻末に日高郡古地圖および當時日高郡書記たりし、縣會議員白井藤楠氏の跋文・大沢弘香氏の讃歌・崎山信吉氏の讃句がある。

尚この書は有志希望者に対し、印刷費実費頒布豫約出版の方法をとつて、数百部頒布された筈であるが、一般には非売品のため、今や希望者は一冊二十円も出さなければ手に入らないらしい。この書印刷完成が大正十二年一月二十日、發行されたのが大正十二年一月二十七日で、發行所は和歌山縣日高郡役所となつてゐる。編者森彦太郎先生は日高郡東内原村大字茨木の人。夙に田辺中学校を卒業し、爾来刻苦精勵一日も倦むことなく身を教育界に投じ、紀南実科高等女学校長・古座商業学校長等に歴任し、後退職今や閑地

にあつて専ら著述に耽つてゐる。その史孝・郷土孝に造詣深きことは、ひとしく人の認めるところである。

(完) (昭和五年^{或は三年か} 紀南紙所載)

紀州文化讀本

井上 豊太郎

紀州文化讀本は昭和二年三月二十日發行、四六半截判(版)五号活字使用・五三六頁本で略洋装、日高の郷土孝者李彦太郎先生の選集するところ、著者の個人出版である。この書は現代人の紀州関係の文集を撰集したもので、所謂紀州文化讀本の名に恥じざるものである。今左にその目次をあぐる。

目次省略(清水)

左に一針三札中の一節を引用してをく。

省略(清水)

この文は森彦太郎先生の書いた紀南実習女孝校の校風についての記述の一節である。この書の撰者森彦太郎氏が我郷の土俗孝者として余りに有名なることは、ここに呶々するまでもあるまい。(完)

(昭和七年頃 紀南紙所載)

嗚呼吞海君

於大聖寺 片山翠波

三月二十日春とは云へ、北陸の空は料峭である。霰がばら／＼と激しき音を立て、障子戸を打つ。雲は低く垂れた澱んだ北国特有の光の鈍ひ蔽はさる様である。こんな日には誰の心にも懷古追想の情の起るものであらう。

翠波は旅から旅へと漂白の身である。雪が消ゆれば白山の麓へ行かねばならぬ、淋しいまた果敢ない身であると思ひつゝ、望郷の念・追懷の情に耽つて、翠栖の古い手紙やら文章を読んで居た。何だかしんみりした調子に声を立てて、そこゑ新聞が来た。落葉から寄来したもので五回程纏めてある。待ち兼ねたものゝやうに自分は広げた。一通り目を通した後広告を見た。他国にあると故郷のことは広告はでも懐かしい

ものだ。ツベルクリンの除易三：：：それすら自分には追懷の種である。此の様なことから不言・容堂・匪石の謹告まで見てしまった。呑海が死んだ広告をしてゐる位だから、確かに死んだのだろうと漠とした印象しか残らぬ。これ以上確然たることを求める事が無理である。

彼の眼瞼に皺をよせてよく談ずる波田君が、この前酒の気焰を吐いたが、その癖君は實際余り呑まぬ方であつた。淡齋よりも僕よりも弱い方であつた。然し君は連夜呑み且つ談ずる事に於ては、確かに一方の雄であつた。従つて筆よりも口の人であつた。その最も優れたものは匪石の茶に対する酒の気焰である。その元氣からしても死んだと云ふことを事實とは考へられぬ。

梅雨期の或日、子供の名に如何につければよかうと云はれたことがある。その時自分は何でも枝の字をつけることを主唱したが、君と淡齋とは枝の野卑なることを楯に反対したやうに思ふ。其の揚句二番だから優^{ゆう}かツウ（二）にするといふ風だつた。その時淡齋は梅雨だからツユにするがよいと一説を立てた。自分はツユは朝だけで余りはない名である。露に通ずるから不可と反対した。で結局は納りがつかずに、他人の子の名は自分等に関わつたことでない位に、そのまゝに成つたのだが、今思へばその子のはかない名よりも淡く君は逝かれた。一竿を手にして西川に半日を費やして、尚一匹の小魚を得ざりし君が、風手は今によく覺へてゐるが：：。君の快辨に接する時はないのだと思へば、果敢ない混濁の不快なる世に生を享くる身にも美しい涙が流れるものだ。取り残されたもの程悲しいものはない。嗟：：。君：：。稿を終れば飛砂防備植栽終。悲しき燥音を發して呪はれたる詩を唄ふ。砂の飛ぶのも運命だ、乾燥した砂丘に植えられるゝ松の命数も亦命運だと考へつゝ、激しき霰の音を聞きつゝ、三月二十日午後十二時謹んで綴る。

（明治四十五年三月二十五日 紀南新聞所載）

後 書

- 一、本書又森家所藏に係る古新聞より得たるものにして、主として井上豊太郎氏の寄稿を集めたり。はじ免他の人々の寄書をも収録する豫定なりし爲、湯川生の小中王子の記と、片山隆三氏の嗚呼吞海君をも寫したり。然るに井上氏の記事のみにても、よく一書をなすと分かりたるにつき、同氏の分のみ集めたり。見る人よくそれこそせられよ。
- 一、井上氏初期の文と現在のものを比較すれば、その成長のあり歴々たり。

昭和二十六年八月三十日夜

清水 長一郎

デジタル化を終わって

- 一、入力しながら既に入力した『森彦太郎遺文集』と類似の多いのに気付いた。
- 一、今回の遺文集で参考になった記事は、「石山法難と釋春頓」と「由緒深き小中王子神社に就いて」である。私ももつと川辺町・御坊市だけでなく日高郡内ひろく見聞を広める必要があると感じた。
- 一、この「遺文集」も、友人のH・P上で公開しようと考えたが、井上氏が逝去されたのは昭和四十二（一九六七）年で、今年で丁度四十一年目である。問題はないと思うが最近著作権や個人情報事案のほかに神経質になっている。デジタル化して保存の便宜を図るのみとしよう。
- 一、井上氏の一人娘（結婚し河原迪）は奈良県生駒郡平群町に在住で、平成十（一九九八）年十二月父の『日高路の碑巡礼』出版の折音信あり、その後交信していない。

平成十九（二〇〇七）年七月九日

清水 章博